

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 2 月 28 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(15) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

#### ① 北九州市全域【直ちに実施】

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(8) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「北九州市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、法人設立及び事業開始時に必要な登記、税務、年金・社会保険等の手続に関するオンライン申請の支援及び関連する相談業務を総合的に行う「北九州市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 2 年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び北九州市

ii) 設置場所：北九州市が設置する北九州テレワークセンター（愛称：COMPASS 小倉）内

iii) 実施体制：施設長、行政手続相談員を配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を 1 名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び北九州市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。

- ・行政手続相談員は、北九州市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓

ロ、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・行政手続相談員による申請書等の作成支援
- ・行政手続相談員から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：ワンストップセンターの相談対応時間は、施設の保守等に要する日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前9時から午後10時までとする。そのうち、特定の日は行政手続相談員による相談対応を行う。

北九州市の創業支援施設「北九州テレワークセンター（愛称：COMPASS小倉）」や、北九州市による国家戦略特区の取組との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。